

狭山特別支援学校支援籍学習実施要項

地域支援部

<はじめに>

1 支援籍の定義

支援籍学習とは、インクルーシブ教育システムの構築に向け、発達障害を含む障害のある児童生徒（以下「障害のある児童生徒」とする）と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対する、より適切な教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組みである。

2 支援籍学習の目的

インクルーシブ教育システムの構築に向け、児童生徒に、障害者に対する差別や偏見といった心の障壁を取り除く「心のバリアフリー」を育むとともに、障害のある児童生徒に「社会で自立できる自信と力」を育むことを目的とするものである。

支援籍学習によって、障害のない児童生徒にとっては、同じ地域に住む障害のある児童生徒と学級の一員として一緒に学ぶことにより、「心のバリアフリー」を育むことができる。

また、障害のある児童生徒にとっては、地域との関係を深めるとともに、在籍校（学級）以外の学校（学級）において学ぶことにより、「社会で自立できる自信と力」を育むことができる。

埼玉県 支援籍学習実施要領より

<本校としての支援籍学習の考え方>

1 教育課程上の位置づけ

本校の教育課程に位置づけて、ねらいをもって行う。「個別の教育支援計画プランA」には、支援籍学習の目標と支援内容・評価を保護者の願いを加味して記入し、「個別の指導計画」は特別活動（小学部）、総合的な学習（中学部）に位置づけ、ねらいについては相手校とも話し合い、確認し合う。

2 実施の手続きについて

（1）支援籍学習実施児童・生徒の決定まで

【新規・継続】

- ①2学期の保護者会後、支援籍学習についての説明資料を配布。
- ②1月上旬、保護者向け支援籍希望アンケートを実施。
- ③希望保護者に対し、担任・保護者・各学部の支援籍学習担当で個別面談（ヒアリング）を実施。
- ④最終的な希望者を決定。

【転入・新小1・新中1】

- ①入学説明会送付資料に支援籍学習についての参考資料を同封。
- ②当日の全体会で「支援籍学習について」の説明をし、希望調査を回収。希望保護者に個別確認（聞き取り）を行う。
- ③最終的な希望者を決定。

(2) 支援籍学習受け入れ校決定まで

- ①支援籍学習希望者を該当教育委員会に報告。
- ②該当教育委員会は、該当小中学校に受け入れ可能の有無を確認。
- ③該当小中学校は、受け入れの有無該当教育委員会に連絡。
- ④該当教育委員会は、受け入れの有無を本校に連絡。
- ⑤支援籍学習担当者から保護者に実施受け入れ文書を配布する。(5月中旬頃)

(3) 学校間における連絡調整

- ・学校間で連絡調整を実施。受け入れクラスや担任を確認。
- ・「教育支援プランA(個別の教育支援計画)」や「教育支援プランB(個別の指導計画)」をもとに、該当児童生徒の実態を把握、活動のねらい、内容、時間等を決定。

3 支援籍学習の実施について

- ・原則として通常学級において支援籍学習を行う。
- ・実施回数は年間1回とし、在籍校、支援籍校、保護者と相談しながら実施計画を立てる。
- ・追加交流については、本校及び相手校と保護者の3者で実施回数や時期を確認して実施する。

【直接交流】

- ①対象は、小学部2年生以上。
- ②内容は、相手校の授業に影響を与えない活動場面に限定する。(登校、朝の会、昼休み等)
- ③回数は、最大月1回までとする。

【間接交流】

- ①対象は全学年。
- ②内容は、図工などの作品や手紙等を相手校で掲示してもらう。

4 指導・介助及び引率

- ・【新規・継続】原則として担任が引率。やむを得ない事情がある場合は、担任以外の教員、コーディネーター等が引率し、指導・介助することもある。
- ・児童生徒の実態により、保護者は送迎のみを行ってもらう。

5 通学や送迎

支援籍学習に係る通学は、在籍校の学校管理下として行う。
送迎は原則として保護者が行うものとする。

6 教科用図書

支援籍校において、本校とは異なる教科書を用いる必要が生じた場合は、該当教育委員会と協議の上、貸与等適切に対応する。

7 給食

支援籍校で給食をとる場合は、在籍校において欠食の手続きを行い、支援籍校で実費分を支払う。

8 机、椅子等

靴箱は用意し、記名しておいてもらう。机・椅子等は、支援籍学習当日用意してもらう。その他必要な物に関しては、支援籍校と相談の上適宜決める。

本校の児童生徒自己紹介カードを教室等に掲示してもらえるようお願いする。

9 公簿等の扱い

指導要録の記載は、在籍校にて行う。

「学籍に関する記録」は「備考」欄に支援籍校および受け入れ学級、実施期間を記載する。

「指導に関する記録」は「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に支援籍学習の内容、経過、評価等を記載する。

10 事故防止及び事故発生時の対応

支援籍校での学習支援や介助の役割分担を明確にし、事前打ち合わせを綿密に行い、事故防止に努める。支援籍校での活動は、本校の管理下において実施されているとみなす。ケガ等の応急処置については支援籍校で対応するが、事故報告や日本スポーツ振興センター給付等の手続きは在籍校で対応する。

11 その他

支援籍学習を始める前段階として、支援籍校の学校行事等の見学を保護者と児童生徒で行うことができる。その際、保護者は必要に応じて担任に申し出て、管理職を通して支援籍校に連絡をし、職員への周知をお願いする。